

議案第 8 5 号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 5 月 2 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～60の2 [略]		1～60の2 [略]	
6 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号。以下「長期優良住宅法」という。）第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項、第 6 2 項の 2 及び第 6 3 項に規定するものを除く。）	1 戸につき次に掲げる額を認定の申請の住戸の数（以下「申請戸数」という。）で除して得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項から第 6 5 項までにおいて同じ。）	6 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号。以下「長期優良住宅法」という。）第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項、第 6 2 項の 2 及び第 6 3 項に規定するものを除く。）	1 戸につき次に掲げる額を認定の申請の住戸の数（以下「申請戸数」という。）で除して得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項から第 6 5 項までにおいて同じ。）
(1) 一戸建てのもの ア 新築の場合 イ 増築又は改築の場合	<u>5 7, 0 0 0 円</u> <u>8 5, 0 0 0 円</u>	(1) 一戸建てのもの	<u>5 7, 0 0 0 円</u>
(2) 一戸建て以外のもの ア 床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以下のもの		(2) 一戸建て以外のもの ア 床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以下のもの	<u>1 2 7, 0 0 0 円</u>

(7) 新築の場合	<u>127,000円</u>
(4) 増築又は改築の場合	<u>194,000円</u>
イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	
(7) 新築の場合	<u>200,000円</u>
(4) 増築又は改築の場合	<u>306,000円</u>
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの	
(7) 新築の場合	<u>389,000円</u>
(4) 増築又は改築の場合	<u>599,000円</u>
エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	
(7) 新築の場合	<u>692,000円</u>
(4) 増築又は改築の場合	<u>1,068,000円</u>
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	
(7) 新築の場合	<u>1,185,000円</u>
(4) 増築又は改築の場合	<u>1,832,000円</u>
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	
(7) 新築の場合	<u>2,187,000円</u>
(4) 増築又は改築の場合	<u>3,384,000円</u>
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	

イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>200,000円</u>
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの	<u>389,000円</u>
エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	<u>692,000円</u>
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>1,185,000円</u>
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	<u>2,187,000円</u>
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	<u>3,123,000円</u>

<p>(7) 新築の場合</p> <p>(4) 増築又は改築の場合</p> <p>ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 新築の場合</p> <p>(4) 増築又は改築の場合</p>	<p>3, 1 2 3, 0 0 0円</p> <p>4, 8 3 2, 0 0 0円</p> <p>3, 8 2 4, 0 0 0円</p> <p>5, 9 1 9, 0 0 0円</p>	<p>ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>3, 8 2 4, 0 0 0円</p>
<p>6 2 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められているもの</p> <p>(1) 一戸建てのもの</p> <p>ア 新築の場合</p> <p>イ 増築又は改築の場合</p> <p>(2) 一戸建て以外のもの</p> <p>ア 床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p> <p>(7) 新築の場合</p> <p>(4) 増築又は改築の場合</p> <p>イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</p> <p>(7) 新築の場合</p> <p>(4) 増築又は改築の場合</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの</p>	<p>1戸につき次に掲げる額を申請戸数で除して得た額</p> <p>6, 0 0 0円</p> <p>1 0, 0 0 0円</p> <p>1 3, 0 0 0円</p> <p>2 1, 0 0 0円</p> <p>2 4, 0 0 0円</p> <p>3 7, 0 0 0円</p>	<p>6 2 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められているもの</p> <p>(1) 一戸建てのもの</p> <p>(2) 一戸建て以外のもの</p> <p>ア 床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p> <p>イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの</p>	<p>1戸につき次に掲げる額を申請戸数で除して得た額</p> <p>6, 0 0 0円</p> <p>1 3, 0 0 0円</p> <p>2 4, 0 0 0円</p> <p>3 5, 0 0 0円</p>

(7) 新築の場合	<u>35,000円</u>
(4) 増築又は改築の場合	<u>54,000円</u>
エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	
(7) 新築の場合	<u>65,000円</u>
(4) 増築又は改築の場合	<u>101,000円</u>
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	
(7) 新築の場合	<u>112,000円</u>
(4) 増築又は改築の場合	<u>174,000円</u>
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	
(7) 新築の場合	<u>185,000円</u>
(4) 増築又は改築の場合	<u>287,000円</u>
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	
(7) 新築の場合	<u>228,000円</u>
(4) 増築又は改築の場合	<u>353,000円</u>
ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	
(7) 新築の場合	<u>243,000円</u>
(4) 増築又は改築の場合	<u>377,000円</u>

62の2～72 [略]

73 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費

次に掲げる額を合算して得た金額

エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	<u>65,000円</u>
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>112,000円</u>
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	<u>185,000円</u>
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	<u>228,000円</u>
ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	<u>243,000円</u>

62の2～72 [略]

性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円

(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,000円

(5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円

(4) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25

, 000平方メートル未満のもの
(カ) 床面積の合計が235,000平方メートル以上のもの

(2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、第75項及び第77項において「省令」という。）第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅
(7) 床面積の合計が40,000平方メートル未満のもの

(イ) 床面積の合計が44,000平方メートル以上のもの

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分
(7) 床面積の合計が80,000平方メートル未満のもの

(イ) 床面積の合計が135,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

(ウ) 床面積の合計が230,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

(エ) 床面積の合計が330,000平方メートル以上のもの

(3) 第1号以外の場合で、省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

ア 床面積の合計が3267,000平方メートル未

満のもの	
イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	432,000円
ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	616,000円
エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	759,000円
オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	898,000円
カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,024,000円
(4) 第1号以外の場合で、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	277,000円
エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	362,000円
オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,000円

0平方メートル未満のもの	
カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	510,000円
74 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前項に規定する合算して得た金額に、第1号に定める額を加算し、第2号に掲げる場合に該当するときは同号に定める額を更に加算して得た金額
(1) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
ア 床面積の合計が30平方メートル以下のもの	7,000円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	14,000円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	24,000円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	31,000円
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	58,000円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	78,000円
キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	235,000円
ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以	420,000円

<p>下のもの</p> <p>ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合</p> <p>ア 昇降機を設置するもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの</p>	<p>777,000円</p> <p>1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）</p> <p>1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）</p>
<p>75 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>2,500円</p> <p>5,500円</p> <p>11,500円</p> <p>26,000円</p> <p>47,000円</p>

(7) 床面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	5,500円
(イ) 床面積の合計が 300平方メー トル以上2,000 平方メートル未満 のもの	15,500円
(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5,0 00平方メートル 未満のもの	47,000円
(エ) 床面積の合計が 5,000平方メ ートル以上10, 000平方メー トル未満のもの	74,500円
(オ) 床面積の合計が 10,000平方 メートル以上25 ,000平方メー トル未満のもの	94,000円
(カ) 床面積の合計が 25,000平方 メートル以上のも の	117,500円
(2) 前号以外の場合で、 省令第8条第2号イ及 びロに定める基準に適 合するもの	
ア 一戸建ての住宅	
(7) 床面積の合計が 200平方メー トル未満のもの	20,000円
(イ) 床面積の合計が 200平方メー トル以上のもの	22,000円
イ 住宅用途を含む建 築物の住宅部分	
(7) 床面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	40,000円
(イ) 床面積の合計が 300平方メー トル以上2,000 平方メートル未満 のもの	67,500円
(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メ	115,000円

<p>メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	165,000円
<p>(3) 第1号以外の場合で、省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>	
<p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	133,500円
<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	216,000円
<p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	308,000円
<p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	379,500円
<p>オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	449,000円
<p>カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	512,000円
<p>(4) 第1号以外の場合で、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>	
<p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	51,000円
<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	85,500円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,500円
エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	217,500円
カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	255,000円
76 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前項に規定する合算して得た金額に、第74項第1号に定める額を加算し、同項第2号に掲げる場合に該当するときは同号に定める額を更に加算して得た金額
77 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	次に掲げる額を合算して得た金額
(1) 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	
ア 一戸建ての住宅	5,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円
(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,000円

(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5,0 00平方メートル 未満のもの	52,000円
(エ) 床面積の合計が 5,000平方メ ートル以上のもの	94,000円
ウ 非住宅用途を含む 建築物の非住宅部分	
(7) 床面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	11,000円
(イ) 床面積の合計が 300平方メー トル以上2,000 平方メートル未 満のもの	31,000円
(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5,0 00平方メートル 未満のもの	94,000円
(エ) 床面積の合計が 5,000平方メ ートル以上10, 000平方メー トル未満のもの	149,000円
(オ) 床面積の合計が 10,000平方 メートル以上25 ,000平方メー トル未満のもの	188,000円
(カ) 床面積の合計が 25,000平方 メートル以上の もの	235,000円
(2) 前号以外の場合で、 省令第1条第1項第2 号イ(1)及びロ(1)に定め る基準に適合するもの	
ア 一戸建ての住宅	
(7) 床面積の合計が 200平方メー トル未満のもの	40,000円
(イ) 床面積の合計が 200平方メー トル以上のもの	44,000円
イ 住宅用途を含む建 築物の住宅部分	

(7) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	80,000円
(4) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
(7) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円
(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	330,000円
(3) 第1号以外の場合で、 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅	
(7) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	20,000円
(4) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	22,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
(7) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	38,000円
(4) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
(7) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	121,000円
(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	183,000円
(4) 第1号以外の場合で、 省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	267,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	432,000円
ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	616,000円
エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	759,000円
オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	898,000円
カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,024,000円
(5) 第1号以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	277,000円
エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	362,000円
オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,000円

<p>0平方メートル未満 のもの カ 床面積の合計が2 5,000平方メー トル以上のもの</p>	<p>510,000円</p>	
<p>備考 [略]</p>		<p>備考 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第61項、第62項及び第73項から第77項までの規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。